

大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2012年2月2日

雇用保険料率が下がります

平成24年度は雇用保険料率が下がります。今年4月から適用されますので、時期が来ましたら給与計算ソフト等の変更をしてください。

具体的な料率は次のようになっています。

【一般の事業】

労働者負担 : 0.5%

事業主負担 : 0.85%

【農林水産・清酒製造業】

労働者負担 : 0.6%

事業主負担 : 0.95%

【建設業】

労働者負担 : 0.6%

事業主負担 : 1.05%

事業主負担が多いのは、雇用保険二事業の分がプラスされているからです。

雇用保険二事業とは、「雇用安定事業」と「能力開発事業」のことをいいます。

厚生労働省では幾つかの助

成金がありますが、その財源になっているのが、この二事業です。

企業の拠出した保険料が助成金というかたちで還流しているわけです。

助成金を受給したいがために、無理に制度をつくったりする必要はありませんが、条件が合致するようであれば是非ご利用ください。

稀に助成金を受給することが「目的」になっている企業があります。目的達成のために、制度設計をしたりすることもあります。

目的は、従業員の雇用の安定、能力開発です。そのためにはさまざまな制度設計を実施し、それに見合った助成金があれば申請するものです。

この順番を間違わないようにしてください。

助成金は、要件が厳しく決まっていますので、就業規則の文言ひとつが要件に合って

いないだけで、不支給ということもあります。そのような事態を避けるために、多少の変更をすることはよくあります。

実際には、目的に向かっていく過程で、助成金の受給可能性があるようなら、それに合うように制度設計していくことになります。

何に助成されるかというと、次のような国の課題を解決しようとして創設されています。

- ・経済状況の悪化
- ・新卒内定率の低下
- ・フリーターの増加
- ・年金支給開始年齢の引き上げと高齢者雇用
- ・非正規従業員の不安定な職場環境の確保
- ・創業、多角化による雇用者数の増加

最終的な目的は、雇用を増やすことになります。